

福祉医療費受給者証交付（更新）について

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が「令和2年7月31日」の方は、8月以降は使用できなくなっております。

更新の対象者には、7月末に新しい受給者証を郵送しています。また、所得制限により非該当となる方には、非該当通知を郵送しています。

ただし、町で令和元（平成31）年中の所得が把握できない方（1月1日以降の転入者等）は、前住所地の所得課税証明書が必要となります。該当する方には別途通知を郵送いたします。

■福祉医療制度とは

福祉医療制度は、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費助成制度です。受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担分が無料となります。

■福祉医療費を受給するには

受給要件に当てはまる方は役場窓口へ申請してください。

- 必要なもの…健康保険証、ハンコ、身体障害者・療育手帳（お持ちの方のみ）

■住所等が変わったら

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。

- 必要なもの…ハンコ、健康保険証（健康保険変更の場合）

■病院で医療費を請求された場合

- ・予防接種や診断書作成など、保険適用外の料金について福祉医療（マル福）はご使用できません。
- ・県外の医療機関は、いったん病院へ医療費をお支払いになり、後日役場窓口で払い戻しの手続きをしてください。

- 必要なもの…健康保険証、ハンコ、領収書、振込口座通帳

■問合せ先 福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ ～8月中の現況届をお忘れなく～

手当を受給している方は、毎年8月の現況届が義務づけられています。（支給停止となっている方も必要です。）

未提出の場合、手当の支給停止・受給資格の消滅となりますので、お忘れのないようお願いいたします。また、婚姻や年金受給により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出てください。

【児童扶養手当】

ひとり親家庭、もしくは父母のいない児童の養育者に支給される手当

【特別児童扶養手当】

身体または精神に障がいのある児童を養育している方に支給される手当

■問合せ・提出先 福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

暮らしの難儀事お手伝いします

★相談は無料ですよ。

官公庁への提出書類、契約書の作成、車庫証明、車ナンバーの変更、農地関係、相続手続き、遺言書の作成などなど

今月のご提案

「相続は年数が経つと難しくなります。お早めに」

工藤金悦行政書士事務所（浜田） ☎77-2670
携 090-3365-8232
HP <http://www17.plala.or.jp/kudogyo/>

ストーマ取り扱いしております。ご希望の方はご相談下さい。

『在宅薬剤管理指導』行っております。

皆川薬局

秋田県糖尿病療養指導士

薬剤師 皆川鉄治・山脇一輝・山脇真理
八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 8:00～18:00 / 休業日 日曜日・祝祭日

福祉保健課からのお知らせ



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場福祉保健課で手続きをしてください。申請書は窓口で備え付けてあります。

令和2年度の免除等の受付は令和2年7月1日から開始されており、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までとなります。

※本人・配偶者・世帯主の前年の所得による審査があります。

【必要なもの】

- ・年金手帳、もしくは基礎年金番号がわかる通知等
- ・認め印
- ・失業を理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票）をお持ちください。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。

口座振替は、現金納付よりも割引額が大きい6ヶ月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。

口座振替をご希望の方は、日本年金機構から送付された納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または最寄りの年金事務所または役場福祉保健課へお申し出ください。

国民年金保険料はクレジットカードでも納付できます

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付できます。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

クレジットカードをご希望の方、またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

または 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

（〒018-3312 北秋田市花園町18-1）

※能代市役所（総合窓口6番）で年金相談を行っています。

受付日：火曜日（午前9時30分～午後3時30分）